

東広島市立龍王小学校臨時 P T A 総会

龍王小学校 P T A 規約改正に係る説明

令和 6 年 2 月 1 6 日 (金)

東広島市立龍王小学校 P T A 執行部

新旧対照表 1/6ページ

| 新 | 旧 |
|---|--|
| ○東広島市立龍王小学校P T A規約（改正案） | ○東広島市立龍王小学校P T A規約（現行） |
| 1 総則 | 1 総則 |
| 第1条 <u>この会</u> は、龍王小学校P T Aと呼びます。 | 第1条 <u>本会</u> は、龍王小学校P T Aと呼びます。 |
| 第2条 この会は、家庭と学校と地域とが一丸となって、児童教育に対する理解と協力を高め、環境を整備し、教育を振興し、児童の福祉を増進することを目的とします。 | 第2条 この会は、家庭と学校と地域とが一丸となって、児童教育に対する理解と協力を高め、環境を整備し、教育を振興し、児童の福祉を増進することを目的とします。 |
| 第3条 この会の会員は次のとおりです。 一 龍王小学校に在学する児童の保護者 二 龍王小学校に勤務する教職員 | 第3条 この会の会員は次のとおりです。 1 龍王小学校に在学する児童の保護者 2 龍王小学校に勤務する教職員 |
| 第4条 この会の事務局は龍王小学校内に置きます。 | 第4条 この会の事務局は龍王小学校内に置きます。 |
| | <u>2 事業</u> |
| <div data-bbox="254 1135 1223 1306" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>P T A活動について、試行してきた「ボランティア制度」を正式導入するため、「委員会」に関する規定を削除します。</p> </div> | 第5条 この会は、第2条の目的を達成するために、次の委員会を置き各委員会において、それぞれ、次の事業を行います。 1 教養委員会 研修、文化活動、学級P T C活動、学級諸行事への協力 2 広報委員会 会報発行、情報の収集伝達、児童の健全育成に資する地域行事の支援 |

新旧対照表 2/6ページ

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p><u>2 組織</u></p> | <p><u>3 役員及び委員</u></p> |
| <p>第5条 この会に次の役員を置きます。</p> <p>一 会長 1名（保護者） <u>この会を代表し会務を統括します。</u></p> <p>二 副会長 2名（保護者） <u>会長を補佐し、会長に会務を行えない場合があればこれを代理します。</u></p> <p>三 書記 1名（保護者） <u>この会の活動に関する重要事項を記録します。</u></p> <p>四 監査 1名（保護者） <u>この会の会計監査を行います。</u></p> <p>五 会計 2名（保護者及び教頭） <u>金銭物品の出納保管を行います。</u></p> <p>六 企画委員 若干名（保護者） <u>会議に出席し企画協議を行います。</u></p> <p>七 相談役 若干名（保護者） <u>経験を活かし助言を行います。</u></p> <div data-bbox="267 1021 1166 1135" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>P T A 役員の役職名を整理し、人数調整を行います。</p> </div> | <p>第6条 この会に次の役員を置きます。</p> <p>会長 1名（保護者）</p> <p>副会長 4名以内（保護者）</p> <p>主事 1名（教師）</p> <p>書記 1名（保護者）</p> <p>会計 2名（保護者1名、教師1名）</p> <p>監査 1名（保護者）</p> <p>相談役 1名</p> <p>各委員会の委員長 1名</p> <p>各委員会の副委員長 1名</p> <p>各委員会の顧問 2名</p> |
| | <p><u>2 各委員会の副委員長は、2名とすることができます。</u></p> |
| | <p>第7条 地域実行委員若干名（各地域より2名ずつ、会員数の多い地域は会員20世帯に対し委員1名の割りで加算します。但し、会員数の多少によ</p> |

新旧対照表 3/6ページ

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>3 役員は一人一役とします。</p> <p>4 <u>役員</u>の任期は、<u>原則</u> 2 年とし、<u>再任を妨げません</u>。<u>役員が欠けたときの補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とします。</u></p> | <p>第10条 役員は一人一役とします。<u>また、会長、副会長、書記、会計、監査及び相談役の任期は、特段の事情がない限り 2 年以内とし、各委員会の正副委員長及び顧問の任期は 1 年とします。各委員会の正副委員長を長子等で一度でも務めたものは、各委員会の正副委員長を免除することができます。</u></p> |
| <p>第 6 条 <u>この会に地域実行委員会を置き、各地域より 2 名ずつ委員を選出します。ただし、会員数の多少により委員の数を増減することができます。</u></p> | <p>地域実行委員（会）は継続して運用します。</p> |
| <p>2 <u>地域実行委員は、地域教育環境の充実、安全教育の推進、登校班及び旗振り当番の編成を行います。</u></p> | |
| <p>第 7 条 <u>この会は、行事を円滑に執行するために、ボランティアメンバーを募集します。</u></p> <p>2 <u>ボランティアメンバーは、PTA 行事の運営及び活動支援を行います。</u></p> | <p>今回の改正の目玉であるボランティアメンバーに関する</p> |
| <p>3 総会、執行部会、その他</p> | <p>4 総会、執行部会、<u>総務委員会</u>、その他</p> |
| <p>第 8 条 毎年 4 月に定期総会を開き、会長は会務、会計を報告して会員の承認を求めます。</p> <p>2 <u>会長は、必要がある時は、臨時総会を開くことができます。</u></p> | <p>第11条 毎年 4 月に定期総会を開き、会長は会務、会計を報告して会員の承認を求めます。<u>必要ある時は、会長は臨時総会を開くことができます。</u></p> |

新旧対照表 4/6ページ

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>2 執行部会は、<u>この会の役員</u>をもって構成します。</p> <p>3 <u>会長は、必要と認めるときは、役員以外の者を執行部会へ招集することができます。</u></p> | <p>第14条 執行部会は<u>会長・副会長・学校代表</u>をもって構成します。<u>ただし会長が認めた場合は各正副委員長等を召集することができます。</u></p> |
| <p>総務委員会の役割は執行部会が引き継ぎます。(新9条)</p> | <p>第15条 総務委員会は、会長、副会長、書記、会計、監査、相談役、各正副委員長、各委員会顧問、主事、学校代表を持って構成します。</p> |
| | <p>第16条 <u>毎年度始めの総務委員会において、その年度の事業計画をたてます。この事業計画に従い、与えられた範囲内において各委員会は活動します。</u></p> |
| | <p>第17条 各委員会は、各々単独で事業を計画立案することができます。<u>この場合総務委員会の承認を得なければ実行することができません。各委員会は相互に連絡協力して助け合う義務があります。</u></p> |
| <p>4 会計</p> | <p>5 会計</p> |
| <p>第10条 この会の会計にP T A一般会計とP T A特別会計を<u>置きます。</u></p> | <p>第18条 この会の会計にP T A一般会計とP T A特別会計を<u>置くものとします。</u></p> |
| <p>第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。</p> | <p>第19条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります。</p> |

新旧対照表 5/6ページ

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>5 <u>P T Aサークル</u></p> | |
| <p>第16条 <u>龍王小学校を活動の場として、この会の目的に沿った活動を行う団体であって、この会の会員が参加する団体を、P T Aサークルと認めます。</u></p> | <p>P T Aサークルに関する規定を新設します。</p> |
| <p>2 <u>新たにP T Aサークルの認定を求める団体は、活動内容等について執行部会で説明を行い、執行部会が適当と認めたときは、随時サークルの承認を行います。</u></p> | |
| <p>3 <u>前2項の規定によりP T Aサークルとして認めた団体には、活動費として年額5千円を支給します。</u></p> | |
| <p>6 慶弔規定</p> | <p>6 慶弔規定</p> |
| <p>第17条 <u>この会の慶弔規定を次の通り定めます。</u></p> <p><u>一 児童傷病のため、入院が1週間以上にわたるときは、見舞金3千円を贈ります。</u></p> <p><u>二 会員が死亡した際は、弔電及び香典5千円を贈ります。</u></p> <p><u>三 児童が死亡した際は、弔電及び香典5千円を贈ります。</u></p> <p><u>四 上記の慶弔規定はP T Aとして行うものであるから、学級では行わ</u></p> | <p>第24条 <u>本会の慶弔規定を次の通り定めます。</u></p> <p><u>1 児童傷病のため、欠席15日以上にわたるときは、見舞金3千円を贈ります。</u></p> <p><u>2 会員が死亡した際は、弔電をうち香典5千円を贈りP T Aは葬儀に参列します。</u></p> <p><u>3 本校に功労のあったものが死亡したときは、弔電を打ち香典3千円と</u></p> |

新旧対照表 6/6ページ

| 新 | 旧 |
|--|---|
| 8 その他 | 8 その他 |
| 第19条 この会の規約を改廃しようとするときは、総会の <u>議決</u> を経なければなりません。 | 第27条 この会の規約を改廃しようとするときは、総会の <u>決議</u> を経なければなりません。 <u>この場合、出席会員の過半数の賛成を必要とします。</u> |
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は平成30年4月1日から施行します。</p> <p>この規約は平成31年4月1日から施行します。</p> <p>この規約は令和2年4月1日から施行します。</p> <p>この規約は令和4年4月1日から施行します。</p> <p><u>この規約は令和6年4月1日から施行します。</u></p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約は平成30年4月1日から施行します。</p> <p>この規約は平成31年4月1日から施行します。</p> <p>この規約は令和2年4月1日から施行します。</p> <p>この規約は令和4年4月1日から施行します。</p> |
| <p>※備考</p> <p>◎龍王小学校区の地域名</p> <p>○西本町1～5・6～11・12・13 ○西本町14・15・16・ルミナス西本町・サンシティ ○諏訪1～4 ○西条東1-1 ○西条東9 ○諏訪市営住宅・県営 ○上寺家3・4 ○稲荷1 ○稲荷2 ○稲荷3・下寺家1・2 ○稲荷4 ○稲荷5 ○青行1 ○青行2 ○青行3 ○上寺家2</p> | <p>※備考</p> <p>◎龍王小学校区の地域名</p> <p>○西本町1～5・6～11・12・13 ○西本町14・15・16・ルミナス西本町・サンシティ ○諏訪1～4 ○西条東1-1 ○西条東9 ○諏訪市営住宅・県営 ○上寺家3・4 ○稲荷1 ○稲荷2 ○稲荷3・下寺家1・2 ○稲荷4 ○稲荷5 ○青行1 ○青行2 ○青行3 ○上寺家2</p> |
| | ◎会費 |
| <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; display: inline-block;"> 会費の額について、本文中に規定します。(新13条) </div> | |